

～よくある質問事項～

稚内保健所 企画総務課 主査（健康増進）において、栄養成分表示のご相談を受ける際に、よくある質問事項をまとめました。

栄養成分表示作成時の参考としてください。

Q 栄養成分を表示する場所に決まりはありますか？

A 栄養成分は、容器包装の見やすい箇所に表示してください。
(栄養成分表示のためのガイドライン P30)

Q お弁当やお惣菜等で、極めて短い期間で原材料が変更される場合は、栄養成分表示は必要ですか？

A レシピが3日以内に変更される場合は、表示を省略することが可能です。
ただし、一定のサイクルでメニューが変更される場合は、省略することができません。
(栄養成分表示のためのガイドライン P4)

Q インターネットで商品を販売する場合、栄養成分表示は必要ですか？

A インターネットで販売する場合も表示は必要です。
(食品表示基準 Q&A 加工-32)

Q イベント等で商品を無償で配布する場合、栄養成分表示は必要ですか？

A 無償で配布する場合は、表示は必要ありません。
(栄養成分表示のためのガイドライン P6)

Q 出店等で商品を簡易包装して提供する場合、栄養成分表示は必要ですか？

A 商品を持ち運ぶための簡易包装の場合は、表示は必要ありません。
(栄養成分表示のためのガイドライン P1、食品表示基 Q&A 加工-2)

Q 食品が複数の要素で構成されている場合（例：乾麺、スープ、具材）、栄養成分表示はどのようにすればよいでしょうか？

A 割合を掛けて全体として1つの表示をするか、各要素を個別に表示してください。

(栄養成分表示のためのガイドライン P28、29)

Q DHA(ドコサヘキサエン酸)や EPA(エイコサペンタエン酸)は、どこに表示すればよいですか？

A 食品表示基準別表第9に記載されていない項目は、科学的根拠に基づき、事業者の責任において、栄養成分表示と区別して栄養成分表示に近接した箇所に表示することが望ましいです。

(栄養成分表示のためのガイドライン P31、P45～47)

Q 保健所では栄養成分表示のための分析はできますか？また、分析のための分析機関の紹介は行っていますか？

A 保健所では、分析を行うことはできません。また、分析機関の紹介も行っていない。